

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>（緑化基準）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>一 地上部（敷地のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。以下同じ。）の緑化にあつては、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の敷地について樹木の植栽等による緑化を行うこと。この場合において、接道部（道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道をいう。）に沿った敷地等をいう。以下同じ。）の緑化にあつては、別表第三の上欄に掲げる施設等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を接道部の長さに乗じて得た長さ以上の接道部について緑化を行うこと。ただし、通行の便その他の事情により接道部の緑化に支障があると認められる場合はこの限りでない。</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第七条から第二十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>（緑化基準）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 地上部（敷地のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。以下同じ。）の緑化にあつては、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上の敷地について樹木の植栽等による緑化を行うこと。この場合において、接道部（道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道をいう。）に沿った敷地等をいう。以下同じ。）の緑化にあつては、別表第三の上欄に掲げる施設等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値を接道部の長さに乗じて得た長さ以上の接道部について緑化を行うこと。ただし、通行の便その他の事情により接道部の緑化に支障があると認められる場合はこの限りでない。</p> <p>二（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第七条から第二十一条まで（略）</p> <p>（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規</p>

定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロからヲまで（現行のとおり）

五（現行のとおり）

第二十三条から第四十二条まで（現行のとおり）

（捕獲等の禁止の適用除外）

第四十三条（現行のとおり）

一及び二（現行のとおり）

三（現行のとおり）

イからニまで（現行のとおり）

ホ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

へからチまで（現行のとおり）

四及び五（現行のとおり）

定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

ロからヲまで（略）

五（略）

第二十三条から第四十二条まで（略）

（捕獲等の禁止の適用除外）

第四十三条（略）

一及び二（略）

三（略）

イからニまで（略）

ホ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

へからチまで（略）

四及び五（略）

第四十四条から第四十七条まで (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (現行のとおり)

一から九まで (現行のとおり)

十 (現行のとおり)

イ (現行のとおり)

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当

する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)

に規定する行為(条例第四十三条第四項第九号及び第十二号から

第十四号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則第六十

三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

(条例第四十三条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを

除く。)

八からルまで (現行のとおり)

十一及び十二 (現行のとおり)

第四十九条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第五まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第二十五号様式まで (現行のとおり)

第四十四条から第四十七条まで (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 (略)

一から九まで (略)

十 (略)

イ (略)

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当

する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)

に規定する行為(条例第四十三条第四項第九号及び第十二号から

第十四号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則第二十

二条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

(条例第四十三条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを

除く。)

八からルまで (略)

十一及び十二 (略)

第四十九条から第六十九条まで (略)

別表第一から別表第五まで (略)

別記第一号様式から第二十五号様式まで (略)